

固定資産評価のしくみについて (家屋評価)

自治税務局 資産評価室

固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャウプ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区 分	固 定 資 産 税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億8,076万筆、家屋：5,877万棟)
2. 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,155万人、家屋：4,237万人、償却資産：483万人)
4. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（令和3年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収	9兆2,345億円（土地3兆5,120億円、家屋3兆9,378億円、償却資産1兆7,846億円）

- ※1 税収以外のデータは、令和4年度実績。
- ※2 固定資産税の制限税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
- ※3 税収は令和3年度決算額。

固定資産評価基準について

固定資産評価基準（昭和38年12月25日付け自治省告示第158号）

- 市町村間の評価の統一及び均衡化を図るため、総務大臣が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定めたもの（昭和39年度分の固定資産税から適用）

【地方税法第388条第1項】

総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。

- 固定資産評価において、市町村長に対し法的拘束力をもつもの

【地方税法第403条第1項】

市町村長は、・・・固定資産評価基準によって、固定資産の価格を決定しなければならない。

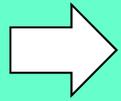
【判例】 「固定資産評価基準によって」（地方税法第403条第1項）の意義

固定資産評価基準は、法388条1項に基づき、その明示的具体的委任を受けて、自治大臣が固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続きについて市町村間の評価の統一均衡化を図るために発したものであって、昭和37年改正法によって、固定資産評価基準に「よって」固定資産の価格を決定しなければならないと定められ、あわせて法388条1項において固定資産評価基準を定め告示することを自治大臣に対し、明示的具体的委任をした経緯を徴すると、市町村長は、固定資産評価基準に従って評価をなすべく義務づけられているものと解するのが相当である。その意味で固定資産評価基準は法的拘束力を有しているものといわなければならない。

（最高裁（一小）昭和61年12月11日判決・昭和58年（行ツ）第55号）

固定資産税における家屋の意義

家屋とは、住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む。）、倉庫その他の建物をいう。
（地方税法第341条第3号）



家屋とは、不動産登記法の建物とその意義を同じくするものであり、したがって登記簿に登記されるべき建物をいうものであること。

（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）第3章第1節第1二）

「登記簿に登記されるべき建物」とは

建物は、屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものでなければならない。（不動産登記規則第111条）

【家屋の要件の判定】

- ア 外気分断性
- イ 土地への定着性
- ウ 用途性

※家屋として取り扱わないものの例

- ・ ガスタンク、石油タンク又は給水タンク
- ・ 機械上に建設した建造物（地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。）
- ・ 浮船を利用したもの（固定しているものを除く。） 等

家屋の評価①

(1) 家屋の価格

(地方税法第341条第5号)

価格

=

適正な時価

=

正常な条件の下において成立する取引価格

【参考判例】 最高裁 平成15年6月26日判決

(2) 家屋の評価方法

(評価基準第2章)

ア) 再建築価格方式の採用

再建築価格を基準として評価する方法（再建築価格方式）を採用

※ 再建築価格方式は、現行評価基準の制定のため設置された固定資産評価制度調査会（総理大臣の諮問機関、昭和34年～36年）の答申において、最も適当であるとされた評価方法

<検討された家屋の評価方法>

- 再建築価格を基準とする方法・・・再建築価格は家屋の価格の構成要素として基本的なものであり、その評価の方式化も比較的容易であるため採用
- 取得価格を基準とする方法・・・取得の際の個別的な事情による偏差があるため不採用
- 賃貸料等の収益を基準とする方法・・・種々の事情により甚だしい格差があるため不採用
- 売買実例価格を基準とする方法・・・個別的な事情による偏差や、一般的に家屋は土地と一体的に取引されることから、家屋の部分を分離することが困難であること等により不採用

参考判例（適正な時価）

【判例】 適正な時価

法349条1項の文言からすれば、同項所定の固定資産税の課税標準である固定資産の価格である適正な時価が、基準年度に係る賦課期日におけるものを意味することは明らかであり、他の時点の価格をもって土地課税台帳等に登録すべきものと解する根拠はない。そして、土地に対する固定資産税は、土地の資産価値に着目し、その所有という事実に担税力を認めて課する一種の財産税であって、個々の土地の収益性の有無にかかわらず、その所有者に対して課するものであるから、上記の適正な時価とは、正常な条件の下に成立する当該土地の取引価格、すなわち、客観的な交換価値をいと解される。

（最高裁（一小）平成15年6月26日判決・平成10年（行ヒ）第41号）

家屋の評価②

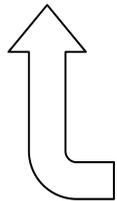
①再建築価格

再建築価格とは、評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費(再建築費)をいう。

【参考判例】最高裁 平成15年7月18日判決、福岡地裁 平成2年11月6日判決

「同一のもの」とは

伝統的建物の復元のように構法、施工法、使用資材等の全てが完全に同一のものをいうものではなく、評価時点において家屋の構造、規模、形態、機能等が同一であり、当該家屋を構成している資材とその量がほぼ同様であるものをいい、一般的な構法等の中から当該家屋と同様のものを当てはめることによって「同一のもの」とされている。



建築技術の革新、社会的、経済的状況の変化により、家屋の構法、施工法、使用資材等も常に変化するため、新築当時一般的であった資材が、現在は入手しにくい高価なものであったり、生産されなくなって市場にないものになっている場合があり、復元のような考え方では適正な評価がなされなくなるため。

参考判例（再建築価格方式）

【判例】 評価基準による評価の合理性

A市長は、本件建物について評価基準に定める総合比準評価の方法に従って再建築費評点数を算出したところ、この評価の方法は、再建築費の算定方法として一般的な合理性があるといえる。また、評点1点当たりの価額1.1円は、家屋の資材費、労務費等の工事原価に含まれない設計監理費、一般管理費等負担額を反映するものとして、一般的な合理性に欠けるところはない。そして、鉄骨造（骨格材の肉厚が4mmを超えるもの）の店舗及び病院用建物について評価基準が定める経年減点補正率は、この種の家屋について通常の維持管理がされた場合の減価の手法として一般的な合理性を肯定することができる。

そうすると、A市長が本件建物について評価基準に従って決定した前記価格は、評価基準が定める評価の方法によっては再建築費を適切に算定することができない特別の事情又は評価基準が定める減点補正を超える減価を要する特別の事情の存しない限り、その適正な時価であると推認するのが相当である。

（最高裁（二小）平成15年7月18日判決・平成11年（行ヒ）第182号）

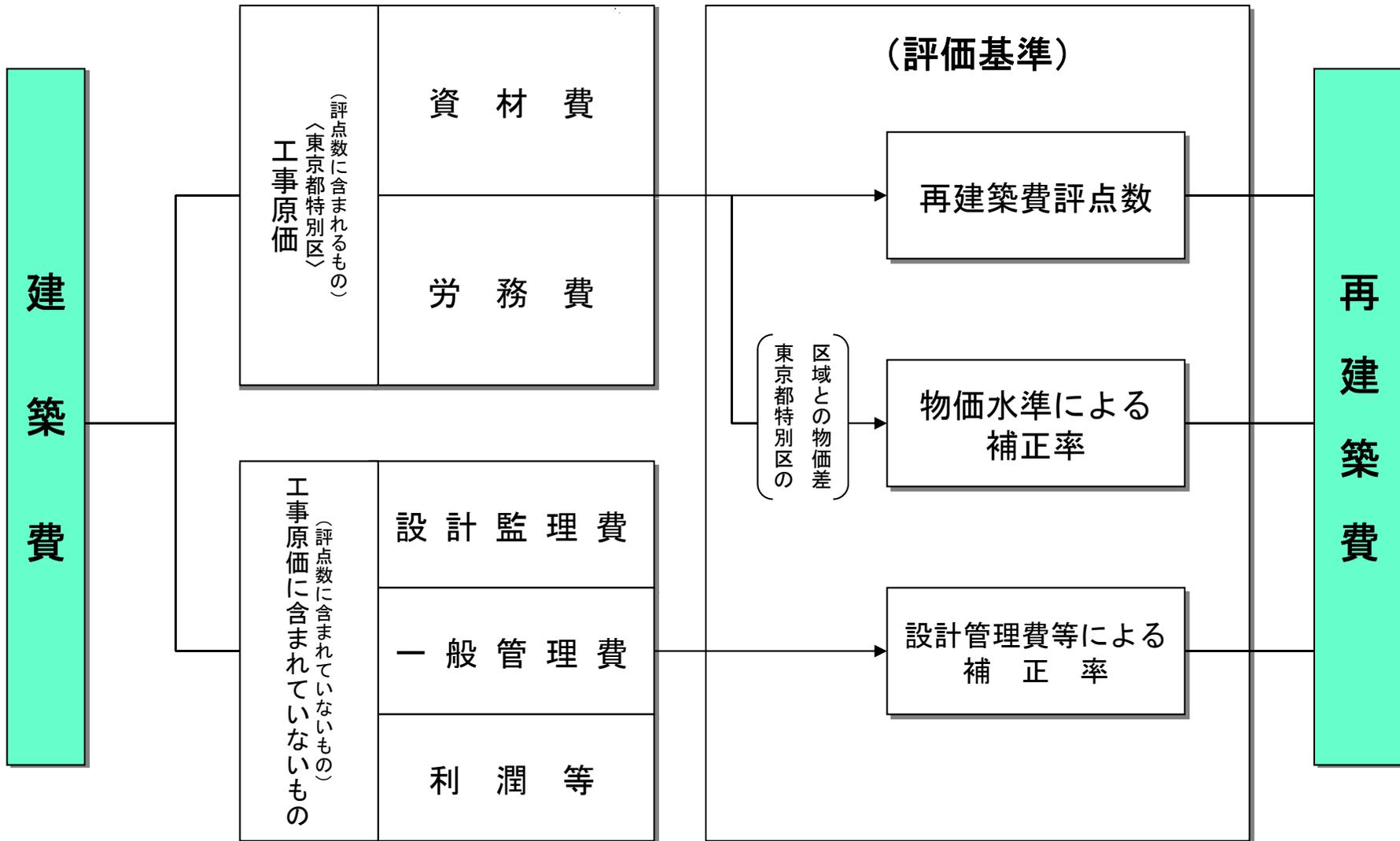
【判例】 再建築価格方式の妥当性

ところで、評価基準は、家屋の評価方法として、再建築費を基準とする評価方法、いわゆる再建築価格方式を採用している。この方法は、評価客体たる家屋と全く同一のものを評価の時点において再建築する場合に必要とされる建築費（再建築費）を求め、これに各種増減価を施して家屋の価格を決定するものであり、建物を現実に新築した際の特殊事情に左右されることなく適正な時価を算出することのできる最も妥当な方法である。

（福岡地裁平成2年11月6日判決・昭和60年（行ウ）第9号）

家屋の評価③

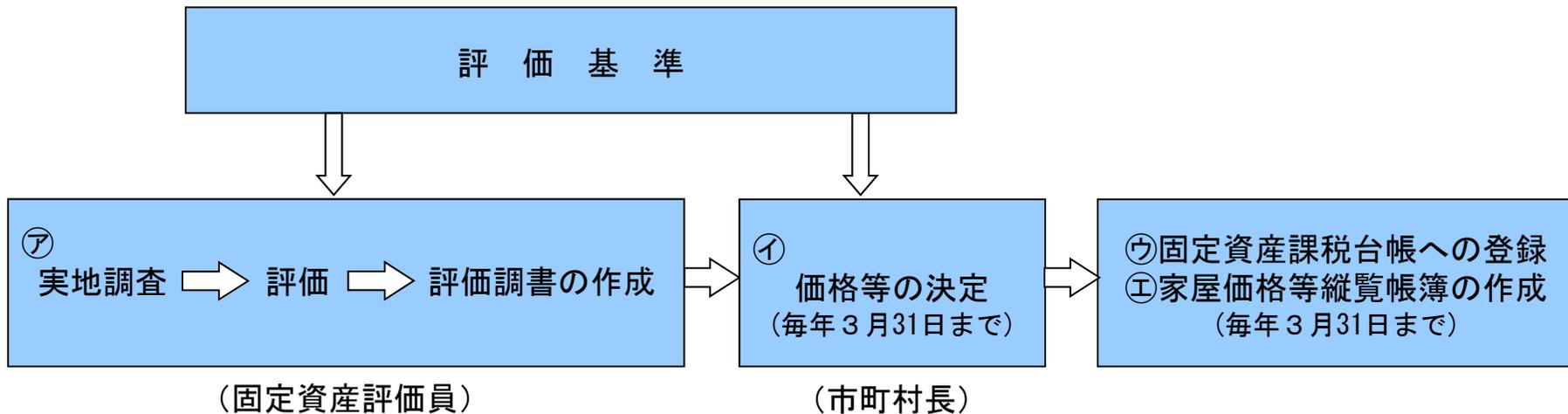
㊦ 建築費と固定資産評価基準における再建築費の関係



家屋の評価④

(3) 評価及び価格の決定までの流れ (地方税法第403条、第408条、第409条、第410条第1項、第411条、第415条、第416条)

<フロー図>



- ア 固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、実地調査に基づいて評価を行い、固定資産評価員は、その結果に基づき評価調書を作成し、市町村長に提出。
- イ 市町村長は、評価調書に基づき、毎年3月31日までに固定資産の価格等を決定。
- ウ 市町村長は、価格等を決定した場合、直ちに当該固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録し、登録した旨を公示。
- エ 市町村長は、固定資産課税台帳に登録された固定資産に係る家屋価格等縦覧帳簿を、毎年3月31日までに作成し、所定の期間、当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する。

※ ①及び②について、災害その他特別な事情がある場合においては、市町村長は4月1日以後に行うことができる。

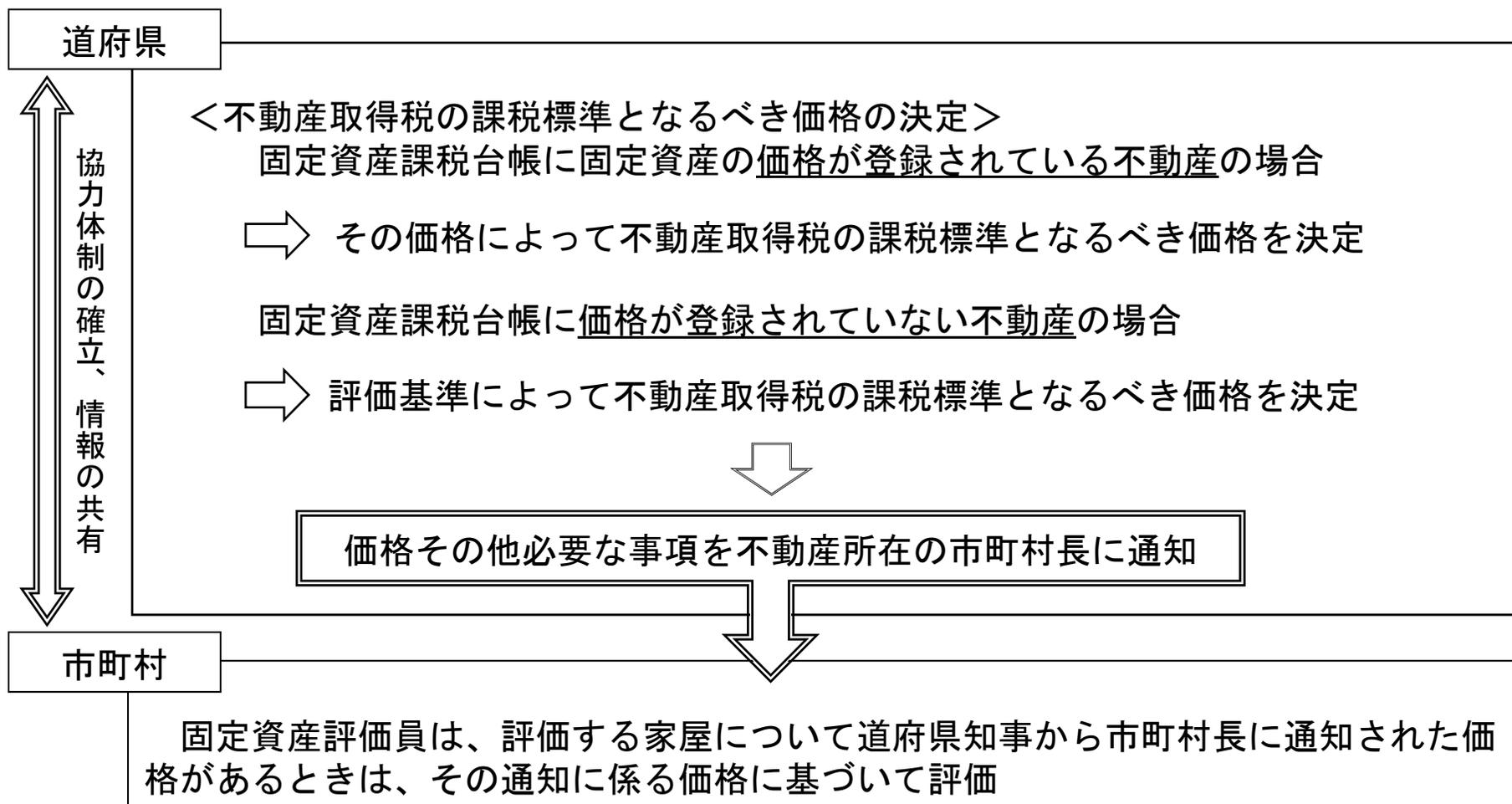
家屋の評価⑤

(4) 不動産取得税の価格との関係

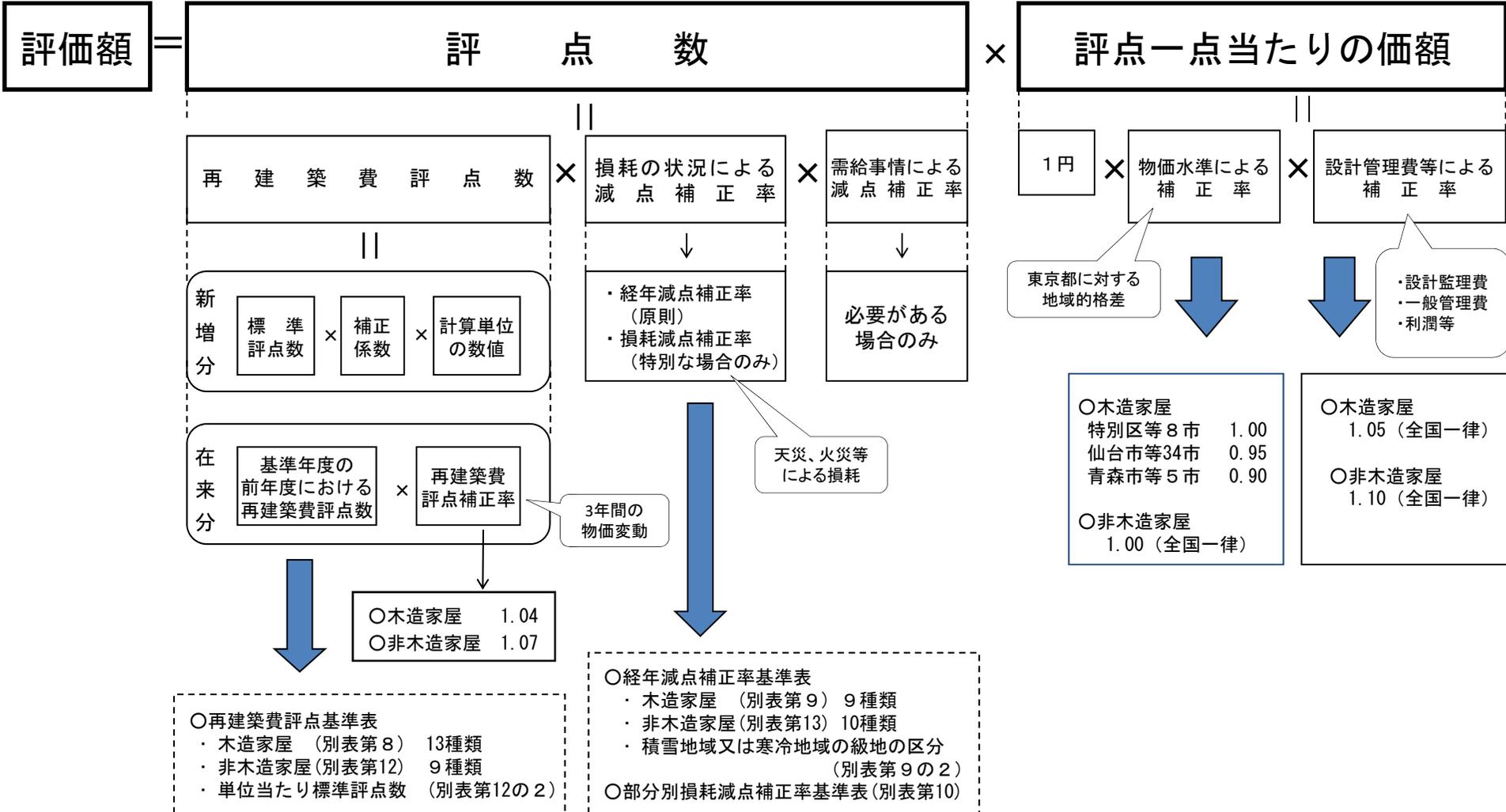
(地方税法第73条の21、第409条第2項、地方税法の施行に関する取扱いについて(市町村税関係)第3章第5節三六)

不動産取得税と固定資産税はともに土地及び家屋を課税客体とし、課税標準もその価格(適正な時価)とされている。

→ そのため、以下のとおり評価の統一と評価事務の簡素化が図られている。



家屋評価の仕組み①



(令和3基準年度版)

家屋評価の仕組み②

(1) 新增分家屋の評価のしくみ

評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点において新築するものとした場合に
必要な建築費（再建築価格）を、屋根、外壁仕上、天井仕上等の部分別に評価して積み上げ
ること

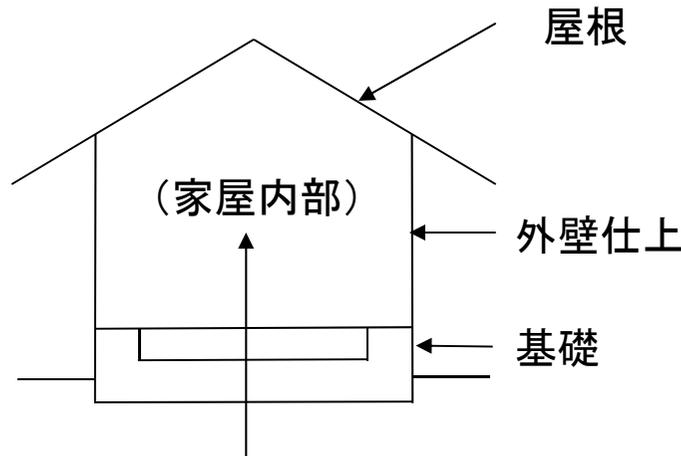


$$\text{再建築費評点数} = \text{標準評点数} \times \text{補正係数} \times \text{計算単位}$$

上記により求めた再建築費評点数に損耗の状況による減価を行い評価額を求める。

$$\text{評価額} = \text{再建築費評点数} \times \text{損耗の状況による減点補正率} \times \text{評点一点当たりの価額}$$

<例>木造住宅の評価例



柱・壁体、内壁仕上、天井仕上、
床、建具、建築設備

(その他) 仮設工事、その他工事

部分別に評価して積み上げ

< 具体例：延べ床面積 100㎡、建床面積 50㎡ >

【屋根】瓦 中	15,690点 × 0.9 × 50㎡ =	706,050点
【外壁仕上】サイディング	7,530点 × 1.1 × 100㎡ =	828,300点
【内壁仕上】クロス貼	5,200点 × 1.0 × 100㎡ =	520,000点
【天井仕上】クロス天井	3,590点 × 1.0 × 100㎡ =	359,000点
⋮		
【建築設備】便器 洋式	61,900点 × 1.0 × 1個	
システムキッチン	297,800点 × 1.2 × 1個	
⋮		
		=1,903,130点
【その他工事】雑工事	8,663,940点 × 4% × 1.0	
階段	188,670点 × 1.0 × 1個	
⋮		
		=1,114,750点
→ 部分別の評点数の合計（一棟の再建築費評点数）		9,778,690点

家屋評価の仕組み③

(2) 在来分家屋の評価替えのしくみ

新たな再建築価格を、基準年度の前年度における再建築費評点数に3年間の建築物価の変動を反映して算定し、これに損耗の状況による減価を行い評価額を求める。

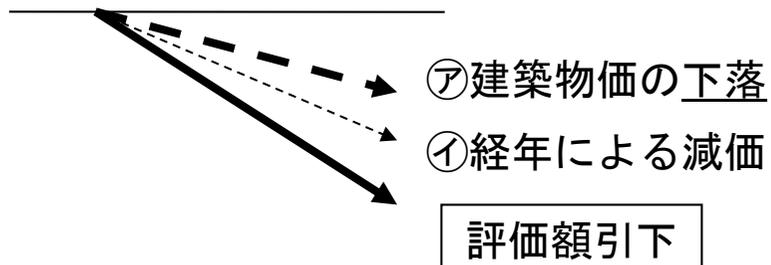
$$\text{評価額} = \left(\text{前年度における再建築費評点数} \times \text{再建築費評点補正率ア} \right) \times \left[\begin{array}{l} \text{損耗の状況による減点補正率イ} \\ \text{経年減点補正率} \\ \text{損耗減点補正率} \end{array} \right] \times \text{評点一点当たりの価額}$$



評価に影響を与える要因

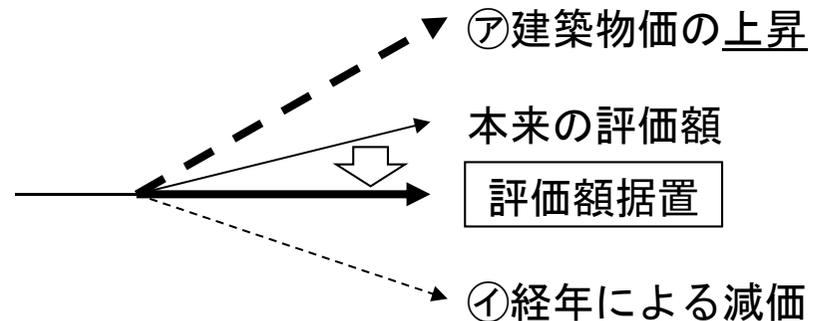
- ア 建築物価の変動（上昇か下落か？）
- イ 経年による減価（何年経過しているか？）

<物価下落期>



経年による減価に加え、建築物価も下落するので、評価額は引下げ

<物価上昇期>

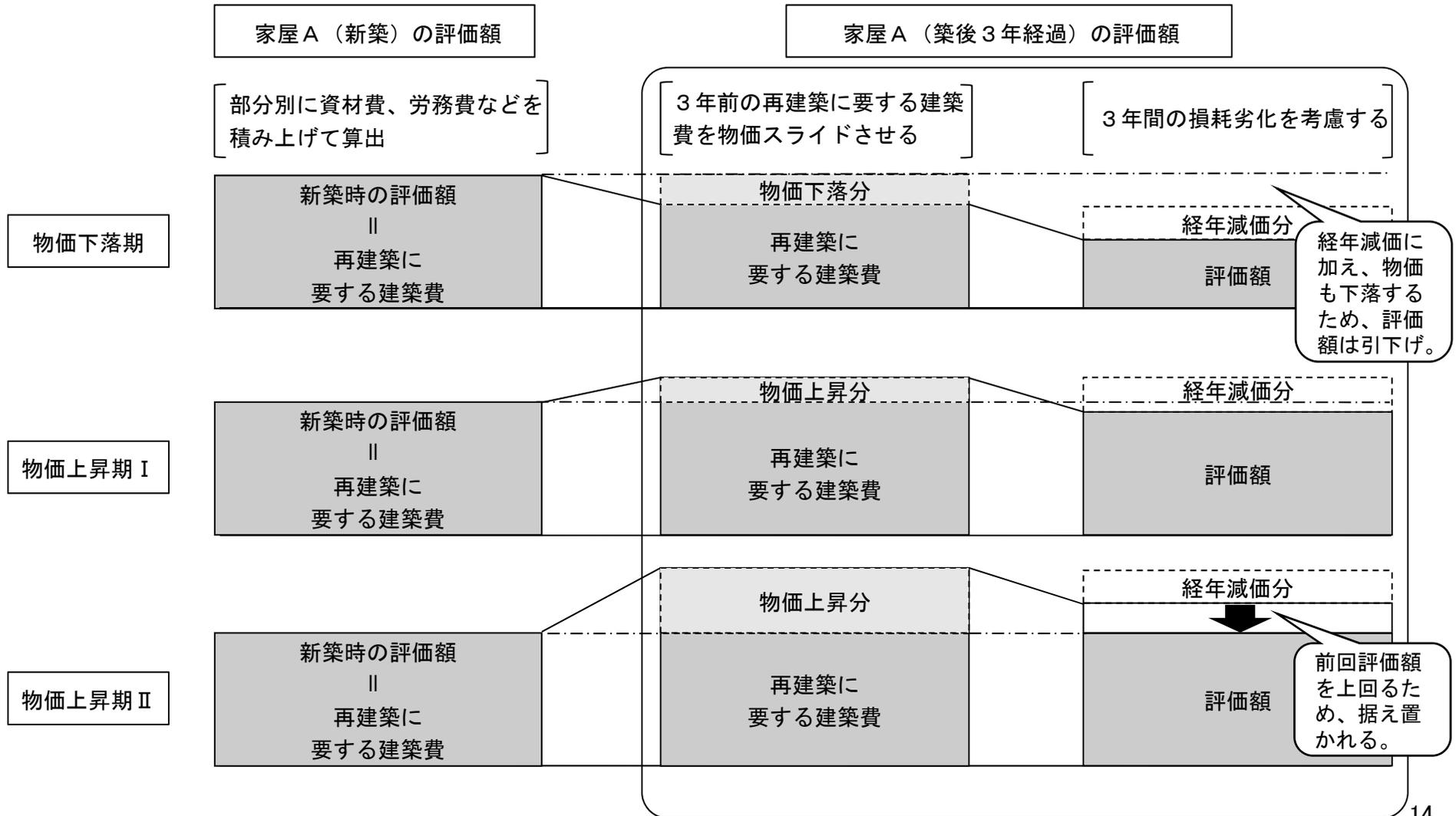


ア>イの場合、本来評価額は上昇するが、据置措置により評価額は据置き

家屋評価の仕組み④

<評価替えに伴う評価額の動き（イメージ）>

再建築価格方式においては、3年に1度の評価替え時点での再建築価格をもとに、経年等による減価を行って新たな評価額を求める。



家屋評価の仕組み⑤

(3) 再建築費評点基準表

例) 別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

<再建築費評点基準表の種別等>

➤木造家屋再建築費評点基準表 (評価基準別表第8) (13種類)

- ・専用住宅用建物
- ・共同住宅及び寄宿舍用建物
- ・ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物
- ・附属家用建物 など

➤非木造家屋再建築費評点基準表 (評価基準別表第12) (9種類)

- ・事務所、店舗、百貨店用建物
- ・住宅、アパート用建物
- ・病院、ホテル用建物
- ・工場、倉庫、市場用建物
- ・軽量鉄骨造建物
(住宅、アパート用建物) など

➤専用住宅用丸太組構法建物に係る 再建築費評点基準表 (例)

1 事務所、店舗、百貨店用建物 (抜粋)

部分別	評点項目及び標準評点数		標準量	補正項目及び補正係数				計算単位
				補正項目	増点補正率	標準	減点補正率	
主 鉄 骨 鉄 筋 コ ン ク リ ト 造	鉄骨、鉄筋及びコンクリートの使用量が明確でない建物	鉄骨鉄筋コンクリート造	57,480	階層数	1.05 ←	1.0	→ 0.95	延 べ 床 面 積
				地上9階のもの	地上6階のもの	地上4階のもの		
				階高	1.20 ←	1.0	→ 0.95	
				6m程度のもの	4m程度のもの	3m程度のもの		
				柱間	1.20 ←	1.0		
				7.5m程度のもの	6m程度のもの			
				壁面積の大小	1.10 ←	1.0	→ 0.95	
大きいもの 〔延べ床面積1.0㎡当たり1.60㎡程度のもの〕	普通のもの 〔延べ床面積1.0㎡当たり0.80㎡程度のもの〕	小さいもの 〔延べ床面積1.0㎡当たり0.45㎡程度のもの〕						
地階	1.10 ←	1.0	→ 0.95	床 面 積				
地下3階のもの	地下1階のもの	地階のないもの						
工事形態	1.05 ←	1.0		積				
複雑なもの	普通のもの							
工事形態	1.05 ←	1.0						
工事形態	1.05 ←	1.0						
工事形態	1.05 ←	1.0						

(算式)
標準評点数
= { 228,580 × 鉄骨使用量 (単位 t) } +
{ A × 鉄筋使用量 (単位 t) } +
{ B × コンクリート使用量 (単位 m³) }

A : 【上】 244,100
【中】 179,050
【並】 133,200
B : 【上】 57,980
【中】 46,500
【並】 42,150

家屋評価の仕組み⑥

<再建築費評点基準表と各項目の関係>

例) 非木造家屋再建築費評点基準表

- (1) 事務所、店舗、百貨店用建物
- (2) 住宅、アパート用建物
- (3) 病院、ホテル用建物
- (4) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (5) 工場、倉庫、市場用建物
- (6) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (7) 軽量鉄骨造建物(住宅、アパート用建物)
- (8) 軽量鉄骨造建物(工場、倉庫、市場用建物)
- (9) 軽量鉄骨造建物
(事務所、店舗、百貨店等用建物)

【部分別】・・・①

- 1 主体構造部
- 2 基礎工事
- 3 外周壁骨組
- 4 間仕切骨組
- 5 外壁仕上
- 6 内壁仕上
- 7 床仕上
- 8 天井仕上
- 9 屋根仕上
- 10 建具
- 11 特殊設備
- 12 建築設備
- 13 仮設工事
- 14 その他工事

【各部分別の要素】

・ 評点項目・・・②

一般的な使用資材の種別及び品等を示すために設定。

・ 標準評点数・・・③

評点項目に示した資材等に係る工事原価に相当する費用を一円一点として表したもの。

・ 補正項目及び補正係数・・・⑤

評価対象家屋の実態に応じ、標準評点数を補正するために設定。

(注1) 補正項目に従って、「増点補正率」、「標準」、「減点補正率」を示し、原則、この間で補正率を適用。

(注2) 市町村において必要があると判断した場合は、この範囲を超えることも可能。

家屋評価の仕組み⑦

【標準量・計算単位】… ④、⑥

＜標準量＞… ④

標準量とは、再建築費評点基準表に示されている標準評点数の積算基礎となった各用途別、部分別の標準的な施工数量をいう。標準量は、部分別の特性に応じ、単位（m、m²、m³、t、個など）当たりを基準として示されている。

＜計算単位＞… ⑥

再建築費評点基準表に示されている標準評点数は、各部分別の標準的な施工数量（標準量）を基礎として積算されており、評点付設の便宜上、単位（m、m²、m³、t、個など）当たりで示されている。そのため、各部分別の再建築費評点数は、標準評点数に以下の計算単位を乗じて算出する。

（非木造家屋評点基準表の計算単位の例）

部分別区分	計算単位
主体構造部	延べ床面積、建床面積
基礎工事	建床面積、個数、本数 等
外周壁骨組、間仕切骨組、外壁仕上、 内壁仕上、床仕上、天井仕上	延べ床面積
屋根仕上	建床面積
建具	延べ床面積、建具面積
特殊設備	見付面積、箇所数 等
建築設備	延べ床面積、台数、組数 等
仮設工事、その他工事	延べ床面積

家屋評価の仕組み⑧

(4) 再建築費評点基準表の補正等

(評価基準第2章第1節六)

ア 再建築費評点基準表の補正

総務大臣が定めた再建築費評点基準表に評点項目及び標準評点数がない場合又はその他家屋の実態からみて特に必要のある場合

➡ 再建築費評点基準表について所要の補正を行い、適用することができる。

<所要の補正の方法>

- 他の用途の再建築費評点基準表から転用する方法
- 類似の評点項目に係る標準評点数を補正する方法
- 取得価格等を参考に標準評点数を求める方法

イ 再建築費評点基準表の作成

総務大臣が定めた再建築費評点基準表に示されている家屋の構造、様式、使用資材又は各部分別の施工量等が、当該市町村に所在する家屋の構造等と著しく相違することにより、相当数の家屋について適正な再建築費評点数を算出することが困難な場合又は適当でない場合

➡ 当該市町村の家屋の構造等の実態に応じ、別に再建築費評点基準表を作成して適用することができる。

(主な留意事項)

- ・ 再建築費評点基準表の補正、作成を行う場合は、総務大臣が定めた再建築費評点基準表に示された標準評点数と同様、基準年度の賦課期日の年の属する年の2年前の7月現在の東京都における物価水準に基づくこと。
- ・ 再建築費評点基準表の作成に当たっては、総務大臣が定めた再建築費評点基準表に示されている各評点項目に応じた標準評点数の積算方法等に基づくこと。

家屋評価の仕組み⑨

(5) 損耗の状況による減点補正率

(評価基準第2章第2節五、第3節五)

ア 経年減点補正率 (評価基準別表第9、13)

経年減点補正率は、家屋を通常の維持管理を行うものとした場合において、その年数の経過に応じて通常生ずる減価を基礎として定められており、木造家屋にあっては用途別区分及び評点数別区分、非木造家屋にあっては用途別区分及び構造別区分に従って求める。

※経過年数が1年未満であるとき又は経過年数に1年未満の端数があるときは、それぞれ1年未満の端数は1年として計算する。

イ 積雪寒冷補正率 (評価基準別表第9の2)

積雪寒冷地域に所在する家屋については、上記アの経年減点補正率をさらに減価補正して求める。

➤ 木造家屋

別表第9の2積雪寒冷地域の級地の区分に応じ、上記の経年減点補正率を減価(5%から25%)。

➤ 非木造家屋

木造家屋に係る積雪寒冷補正率が100分の18以上の地域に属する市町村に所在する非木造家屋のうち、軽量鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の家屋については、上記の経年減点補正率を減価(3%又は5%)。

※基準年度の賦課期日後に市町村合併等があった場合の級地区分の取扱いは、当該市町村合併等前の市町村ごとの級地区分による。

家屋評価の仕組み⑩

例) 別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

1 専用住宅、共同住宅、寄宿舎及び併用住宅用建物（抜粋）

延べ床面積1.0㎡当たり再建築費評点数別区分							
55,120点未満		55,120点以上 86,320点未満		86,320点以上 133,120点未満		133,120点以上	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.80	1	0.80	1	0.80	1	0.80
2	0.75	2	0.75	2	0.75	2	0.75
3	0.70	3	0.70	3	0.70	3	0.70
4	0.66	4	0.67	4	0.68	4	0.68
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
13	0.28	13	0.41	13	0.47	13	0.54
14	0.24	14	0.38	14	0.45	14	0.53
15以上	0.20	15	0.35	15	0.43	15	0.51
		16	0.32	16	0.40	16	0.50
		17	0.29	17	0.38	17	0.48
		18	0.26	18	0.36	18	0.47
		19	0.23	19	0.34	19	0.45
		20以上	0.20	20	0.31	20	0.43
				21	0.29	21	0.42
				⋮	⋮	⋮	⋮
				24	0.22	24	0.37
				25以上	0.20	25	0.36
						26	0.34
						⋮	⋮
						34	0.22
						35以上	0.20

例) 別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分
(抜粋)

都道府県名	市町村名	積雪級地	寒冷級地
北海道	札幌市	4	3
	函館市	2	2
	小樽市	4	2
	旭川市	4	4
	室蘭市	2	2
	釧路市	2	4
	帯広市	2	4
		⋮	⋮

評価基準第2章第2節五1(2)

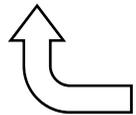
率 級地区分	積雪地域の率	寒冷地域の率
1級地	百分の十	百分の五
2級地	百分の十五	百分の八
3級地	百分の二十	百分の十
4級地	百分の二十五	百分の十五

家屋評価の仕組み⑪

㊦ 損耗減点補正率（評価基準別表第10）

損耗減点補正率は、天災、火災その他の事由により当該家屋の状況からみて、その経過年数に応じて通常発生する減価を基礎として定められた経年減点補正率によることが適当でない認められる場合に適用され、当該家屋の各部分別ごとに求めた損耗残価率に当該家屋に係る経年減点補正率を乗じて各部分別に求める。

〔算式〕 部分別損耗減点補正率＝当該家屋の各部分別の損耗残価率×当該家屋の経年減点補正率
→ 評点数＝（部分別再建築費評点数×部分別損耗減点補正率）の合計



損耗残価率は、各部分別の損耗の現況を、通常の維持管理を行うものとした場合において、「その年数の経過に応じて通常生ずる損耗の状態」に修復するものとした場合に要する費用を基礎として定められている。

（6）需給事情による減点補正率

（評価基準第2章第2節六、第3節六）

需給事情による減点補正率は、建築様式が著しく旧式となっている家屋、所在地域の状況によりその価額が減少すると認められる家屋等について、その減少する価額の範囲において求める。

家屋評価の仕組み⑫

(7) 評点一点当たりの価額の決定

＜評点一点当たりの価額＞

(評価基準第2章第4節二)

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{評点一点} \\ \text{当たりの価額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{物価水準による} \\ \text{補正率…ア} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{設計管理費等による} \\ \text{補正率…イ} \\ \hline \end{array}$$

ア 物価水準による補正率

工事原価に相当する費用等について、東京都特別区の区域とその他の都市との物価水準に係る地域的格差を考慮して定めている。

【木造】指定市 → 1.00、0.95、0.90の3段階

その他の市町村 → 原則として当該市町村の所在する都道府県の指定市の率

【非木造】全市町村 → 1.00

(補正率は令和3基準年度のもの)

イ 設計管理費等による補正率

工事原価に含まれていない設計監理費、一般管理費等負担額を考慮して定めている。

【木造】全市町村 → 1.05 (床面積がおおむね10㎡以下の簡易構造家屋は1.00)

【非木造】全市町村 → 1.10 (")

(補正率は令和3基準年度のもの)

＜提示平均価額＞

(評価基準第2章第1節三、第4節二)

【平成23年11月28日付け総務省告示第493号による改正】

評価基準第2章第4節(経過措置)による「評点一点当たりの価額」の決定方法が適用される間は、提示平均価額の算定に係る事務(提示平均価額の算定基礎となる総評価見込額調査及び提示平均価額の通知)を停止する。

家屋の据置制度と評価替え

〔地方税法第341条第6号～8号、第349条、
評価基準第2章第4節三〕

○ 基準年度

令和3年度は基準年度である。（次回の基準年度は令和6年度（2024年度））

○ 地方税法による価格の据置

家屋に対して課する固定資産税の課税標準

【基準年度】

当該年度の賦課期日現在の価格で課税台帳等に登録されたもの

【第二年度、第三年度】

基準年度の課税標準となった価格で課税台帳等に登録されたもの

※ 家屋の改築、損壊その他これらに類する特別の事情がある場合を除く。

○ 固定資産評価基準による価額の据置

基準年度において家屋の評価額が見直された際に、見直し後の評価額が前年度の評価額を上回る場合は、前年度の評価額に据え置かれる。

令和6基準年度における固定資産評価基準の改正について（家屋関係）

1 用途別区分の整理統合

簡素化・合理化の観点から、再建築費評点基準表（別表第8及び第12。以下同じ。）における用途別区分について、構造が類似する区分の統合や建築実態が少ない区分の廃止等を行う。

2 部分別区分の見直し

簡素化・合理化の観点から、木造家屋と非木造家屋における部分別区分の内容を共通化するための見直しを行う。

3 標準量の見直し及び評点項目等の改正

（1）近年の建築実態に即したものとするため、再建築費評点基準表に係る以下の点について改正する。

- ① 木造の戸建形式住宅用建物における標準量並びに補正項目及び補正係数
- ② 非木造家屋における標準量並びに補正項目及び補正係数
- ③ 非木造の集合形式住宅用建物の部分別「内壁仕上」、「床仕上」及び「天井仕上」への総合評点方式の導入

（2）自治体からの要望等を踏まえ、近年施工が増えている評点項目を新設するとともに、施工事例の少ない評点項目を削除する。

4 標準評点数の算定

令和4年7月の東京都における物価水準により算定した工事原価に相当する費用を基礎として、標準評点数を算定する。

その上で、一部の資材に係る急激な価格高騰の実情を踏まえ、適正化の観点から一定の調整を行う。

- ◆ 固定資産評価基準の改正に当たっては、自治体からの要望を聴取するとともに、（一社）日本建築学会及び（一財）日本不動産研究所に委託した調査結果を踏まえて、評点項目等を作成している。